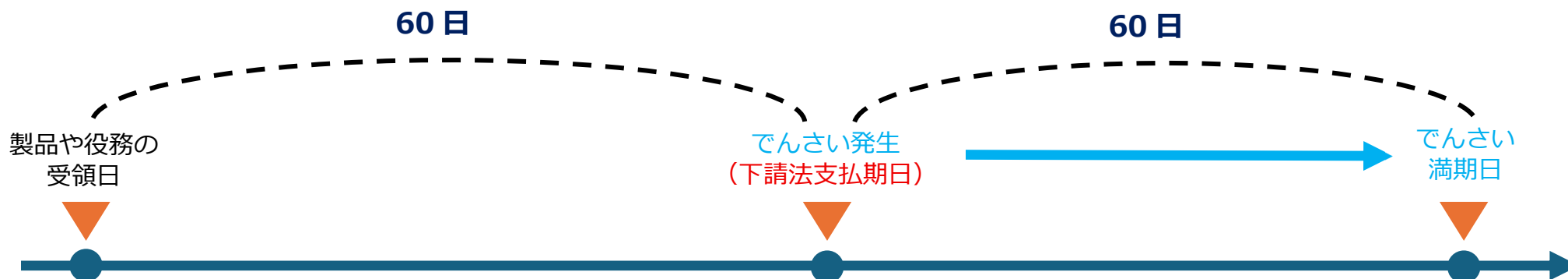
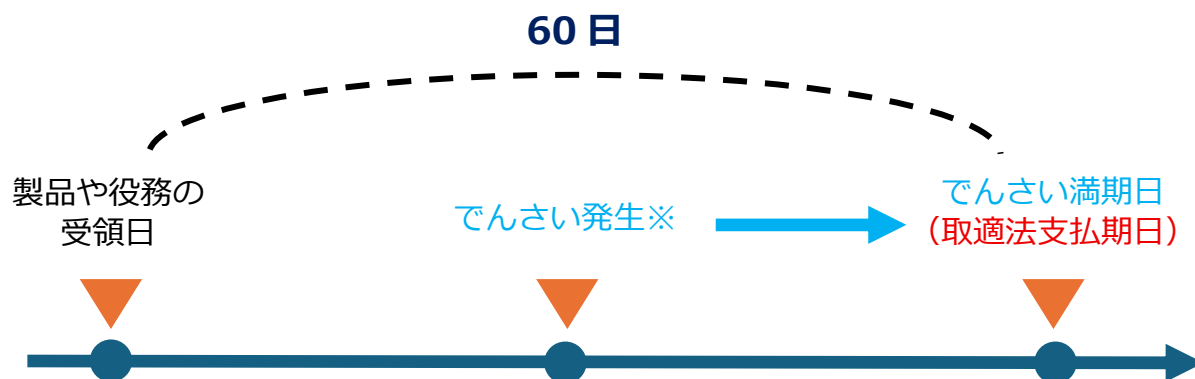


取適法対象取引におけるでんさいの満期日の設定

【取適法施行前（現行下請法対象取引の場合）の一例】



【取適法対象取引の場合（2026年1月1日以降）の一例】



【取適法対象取引の場合】

- 取適法では、中小受託事業者が、取適法の支払期日（製品や役務の受領日（納品日）から起算して60日以内）までに、製造委託等代金を金銭で満額受領できるようにする必要があります。

（注）取適法の対象ではない取引においては、上記のような満期日の設定の制約はありません。

取適法の詳しい内容や対象となる取引等は公正取引委員会のウェブサイトをご参照ください。

【公正取引委員会ウェブサイト】 https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html